

様式第 2 号(第 7 条関係)

会議の開催結果

1 会議の名称	令和 6 年度第 3 回さいたま市建築審査会
2 会議の開催日時	令和 6 年 8 月 2 0 日（火曜日） 1 4 時 3 0 分 から 1 6 時 0 0 分まで
3 会議の開催場所	第 7 委員会室
4 出席者名	馬橋隆紀会長、白石加代子委員、吉沢浩之委員、白石明委員、伊藤史子委員、篠原厚子委員、遠藤博久委員（7 名）
5 欠席者名	
6 議題及び公開又は非公開の別	別紙による
7 非公開の理由	さいたま市建築審査会運営規程第 5 条第 1 号に該当するため
8 傍聴者の数	0 人
9 審議した内容	別紙による
10 問合せ先	建設局 建築部 建築総務課 管理係 電話番号 0 4 8 - 8 2 9 - 1 5 3 8
11 その他	さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱第 8 条第 2 項ただし書の規定により、議事概要を公表します

1 議題

(1) 第 1 1 号議案

法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定による許可申請に対する同意

(2) 第 1 2 号議案

法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定による許可申請に対する同意

(3) 第 1 3 号議案

法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定による許可申請に対する同意

(4) 第 1 4 号議案

法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定による許可の報告

(5) 第 1 5 号議案

法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定による許可の報告

2 審議の結果

第 1 1 号議案～第 1 3 号議案	同 意
第 1 4 号議案、第 1 5 号議案	了 承

3 公開・非公開の別

非公開 : 第 1 1 号議案から第 1 5 号議案
(さいたま市建築審査会運営規程第 5 条第 1 号に該当するため)

以 上

建築審査会要旨

会 議 名	令和6年度第3回さいたま市建築審査会
開催日時	令和6年8月20日（火） 14：30～16：00
開催場所	第7委員会室
出席委員	馬 橋 隆 紀
	白 石 加 代 子
	吉 沢 浩 之
	白 石 明
	伊 藤 史 子
	篠 原 厚 子
	遠 藤 博 久

1 案 件

(1) 第 1 1 号議案

法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定による許可申請に対する同意

(2) 第 1 2 号議案

法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定による許可申請に対する同意

(3) 第 1 3 号議案

法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定による許可申請に対する同意

(4) 第 1 4 号議案

法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定による許可の報告

(5) 第 1 5 号議案

法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定による許可の報告

2 公開・非公開の別

非公開 : 第 1 1 号議案から第 1 5 号議案

(さいたま市建築審査会運営規程第 5 条第 1 号に該当するため)

3 傍聴人の数

0 人

4 議事録の署名について

・白石加代子委員及び白石明委員に決定

(次項あり)

5 審議内容

(1) 第11号議案

建築審査会 通路部分について、共有であるが、整備計画締結後に分筆が行われ共有となったものか。

特定行政庁 そうなります。

建築審査会 整備計画締結後に共有された部分については、同意は必要ないのか。

特定行政庁 整備計画の締結時に第三者に譲渡する場合は、継承するとしたうえで同意を得ているため、問題ありません。

(同意)

(2) 第12号議案

建築審査会 公図の写しでは、敷地が通路に2m接していないように見えるが支障はないか。

特定行政庁 公図の写しの精度の問題であり、現地は2m接しているため支障ありません。

建築審査会 通路の中心部分の筆は共有持分か。

特定行政庁 そうなります。

建築審査会 その中心部分では4mが確保しきれないため、両側に補う形で細い筆があるようだが、その部分は個人所有ということか。

特定行政庁 そうなります。

(同意)

(3) 第13号議案

建築審査会 周辺の2敷地の接道方法について整理がされたが、法第43条第2項第2号の交通上、安全上、防火状及び衛生上で支障がないことについて、何を整理しているものか。

特定行政庁 周辺の建物の接道をどうするかを整理することが許可をする前提として必要となると考えました。西側の公道を用いた許可の適用を考えた場合に、

周辺の建物3棟を対象とすることは出来ないためです。

建築審査会 西側の公道と私有地部分は通り抜けているが法第42条第2項道路ではないのか。

特定行政庁 法第42条第2項道路ではありません。もともと水路であり、暗渠化し、道路法の道路となったため、基準時には道路は存在していなかったものとなります。

建築審査会 申請地とその南側の土地の間にある細い筆の所有は誰か。

特定行政庁 南側の敷地の所有者となります。

建築審査会 申請地の西側部分はどうなっているのか。

特定行政庁 こちらは、公道の中心から2mの部分を示しており、2項道路に準じた形で、制限させています。

建築審査会 通路ではなく敷地ということか。

特定行政庁 そうなります。

建築審査会 公道部分について、道路管理者は了解しているのか。

特定行政庁 一般通行に供されているさいたま市道であるため、交通上、安全上支障ないと判断しています。

(同意)

(4) 第14号議案

(了承)

(5) 第15号議案

(了承)

以上